

# 射水市マイナンバーカード出張申請受付実施要領

## 1 趣 旨

本市におけるマイナンバーカード(以下「カード」という。)の更なる普及を図るため、企業等を対象とした出張申請受付方式を実施するための要領を定めるもの。

## 2 対象団体等

- (1) 射水市内に事業所・事務所を置く企業等
- (2) 射水市内の地域団体等(自治会、町内会、サークル等)
- (3) その他希望する団体等

## 3 実施条件

出張申請受付を希望する団体は、次に掲げる事項を承諾した上で実施20日前までに「射水市マイナンバーカード出張申請受付申込書(様式1)」及び「マイナンバーカード出張申請者名簿(様式2)」を市に提出することとする。

- (1) カード申請者が概ね5名以上を見込まれること
  - (2) 当日の受付時間は平日の午前10時から午後4時までの間とすること
  - (3) 会場設営及び備品の準備等は申込団体が行い、市は会場使用料や電気料など一切の負担を負わないこと
  - (4) 当日におけるカード申請者の案内及び誘導を行うこと
  - (5) 市が行うID入り申請書(※3)の事前印刷について、カード申請者から了承を得ること
  - (6) カード申請者に対して、次の点を十分に周知すること
    - ア 出張申請受付の日時及び会場
    - イ カードの申請要件及び必要書類(下記4参照)
- ※3 ID入り申請書

専用端末を用いてカード申請者の送付先情報を出力したもの。カード申請者の住所や氏名が最新の状態となつているとともに、申請書ID・氏名・住所・生年月日等が記載されているため、カード申請者は申請日及び電話番号の記入と署名を行うのみ。

## 4 申請要件

- (1) 申請は初回の申請に限り、再交付や更新などは受け付けない。
- (2) 申請者は、自らが申請(代理は認めない。申請者が15歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人が同行する。)した上で、次に掲げる必要書類を提出する。ただし、不足書類がある場合、市は申請を受け付けない場合がある。

- ア カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(市が事前印刷するQRコード入り)
- イ 顔写真(市が撮影する。持参の場合は各自において規格を十分に確認すること)

ウ 暗証番号設定依頼書

エ 通知カード

オ 本人確認書類

次のいずれかの本人確認書類(※4)の原本を提示する。

① A書類2点

② A書類1点+B書類1点

③ B書類2点(通知カードの返納がない場合は原則受付不可)

カ 通知カード紛失届(該当者のみ)

キ 住民基本台帳カード(該当者のみ)

ク 住民基本台帳カード廃止・返納届(該当者のみ)

ケ その他必要な書類

#### ※4 本人確認書類例示(全て期限内かつ有効なものに限る)

A書類 (公的機関が発行する顔写真付きのもの)	B書類 (氏名及び生年月日又は氏名及び住所の記載があるもの)
運転免許証	健康保険証
運転経歴証明書(H24.4.1以降発行)	医療受給者証
住民基本台帳カード(顔写真付き)	後期高齢者医療被保険者証
パスポート	介護保険証
在留カード	生活保護受給者証
特別永住者証	児童扶養手当証書
身体障害者手帳	特別児童扶養手当証書
精神障害者保健福祉手帳	学生証
療育手帳	母子健康手帳
など	など

## 5 カードの交付方法

市は、申請があったカードを本人限定受取郵便(※4)又は簡易書留で申請者本人又は法定代理人宛てで住所地(※5)に郵送して交付する。

#### ※4 本人限定受取郵便

先に郵便局からカード申請者に対して交付通知書が届く。その交付通知書に従って本人又は法定代理人がカードを受け取る(配達又は郵便局での受取り)。

#### ※5 住所地

住民基本台帳に記載された住所

## 6 カード申請者への費用負担

市は、出張申請受付において生じた費用(写真撮影、郵送料など)について、申請者に負担を求めない。

## 7 出張申請受付に関する周知等

市は、出張申請受付方式の実施に当たり、申請の方法等について市ホームページ、広

報いみず、その他の方法により住民への周知に努めることとする。

## **8 感染症対策**

市は、新型コロナウイルス感染症等への対策を十分に行い実施する。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染状況によっては、申込受付後に出張申請を中止又は延期する場合がある。

## **9 その他**

この要領に定めるもののほか、マイナンバーカード出張申請受付実施に関し必要な事項は、市民課長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年10月1日から施行する。